

# 柳井市空き家除却事業補助金交付要領

市民生活の安全・安心と良好な住環境を確保し、もって土地の有効活用を促進し地域の活性化を図るために、柳井市内の空き家の除却を行う方に対し、費用の一部を補助することとし、下記のとおり募集します。

## ○補助対象となる空き家

柳井市内に所在し、次の要件を満たす空き家

- ・年間を通して使用されておらず、今後も使用される見込みのない住宅
- ・人の居住の用（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合している併用住宅を含む。）に供する戸建住宅
- ・個人が所有する住宅
- ・所有権以外の権利が設定されていない住宅  
(所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該住宅の除却について同意しているときは、この限りでない)
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項の規定により措置をとることを命じられている特定空家等でない住宅
- ・補助金交付決定の日において、除却工事に着手していない住宅
- ・補助金の完了届の提出期限までに除却工事を完了する住宅

## ○申請できる人

・柳井市の市税を滞納していない方

・空き家の所有者若しくは相続人又はこれらの者から除却の同意を得た方

※共有者や相続人がいる場合、全ての者から除却の同意が得られない方は申請者となりません。

・空き家の存する敷地の所有者であって、当該空き家の所有者（相続人を含む。）から当該空き家の除却について承諾を受けた方

（申請手続に関する基本事項）

本補助金に係る交付申請書、事業実施計画書その他の提出書類は、申請者本人の意思及び責任において作成するものとします。申請者は、申請手続にあたり、解体工事業者その他の第三者から、写真撮影、資料収集、書類の提出等の判断を伴わない事実行為について補助を受けることができます。ただし、申請内容の判断、申請書等の作成その他申請手続を代理する行為については、関係法令に基づき当該業務を行うことができる者に委任するものとします。

## ○補助対象工事

- ・建設業法に基づく建築工事業、土木工事業若しくは解体工事業の許可を受けている者又は解体工事業の登録をしている者で、柳井市内に本店を有する業者に発注する工事
- ・同一敷地内の空き家の全てを除却し、更地にする工事
- ・補助金交付決定後に着手し、完了届の提出期限までに除却が完了する工事

## ○補助対象外工事

・他の制度等に基づく補助金等の交付の対象となっている工事

・門、塀、地下埋設物（基礎を除く。）その他これらに類するもの、樹木の除却工事や、家財道具、機械、車両等の移転や処分に係る工事

## ○補助金額・募集件数

補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の1／2（補助上限額150万円）

※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、端数切捨て

※予算の範囲内で先着順に受け付けます。

問い合わせ先：柳井市建設部 建築住宅課 Tel 0820-22-2111 内線241～243

## ■申請から補助金交付までの流れ

令和7年度版（R8.1.1改訂版）

### （1）事前相談

窓口、電話、メール等でまずはご相談ください。その際に空き家の場所、状況等を伺います。

問い合わせ先：柳井市建設部建築住宅課 TEL 0820-22-2111 内線241～243

### （2）申請

#### 《申請期間・提出先》

令和7年7月1日（火）～令和8年1月15日（木）

（予算額に達し次第締め切ります。）

提出先：建築住宅課（市役所2階5番窓口まで持参ください。郵送、FAX、メールは不可です。）

※申請書等の提出については、申請者本人又は申請者から依頼を受けた者が行うことができます。ただし、当該提出行為は、申請書等の作成又は申請内容の判断を行うものではありません。

※提出書類⑦の見積書の内訳記載においては、「申請補助手数料」「代行料」等、申請手続に関する費用を記載しないものとします。こうした記載がある場合、市は見積書の修正または再提出を求めることがあります。

#### 《申請時提出書類》各1部

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 事業実施計画書（第2号様式）
- ③ 空き家の位置図（付近見取図）
- ④ 空き家の間取りが分かる平面図
- ⑤ 空き家の外観写真（複数の方向から撮影されたものとし、一方向は正面玄関を含むものであること。）
- ⑥ 補助対象工事を行う住宅の最新の固定資産（土地・家屋）課税台帳兼名寄帳又は登記全部事項証明書の写し
- ⑦ 2者以上の解体業者の見積書（写しも可。内訳の記載されたものに限る。）
- ⑧ 施工する建設業者の土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可書の写し又は解体工事業者の解体工事業の登録通知書の写し（補助金を申請した日の属する年度に本市の建設工事等入札参加資格申請を行っている施工業者については、当該書類の提出は不要。）
- ⑨ 申請者の市税完納証明書（発行日から30日以内のもの）
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

### （3）審査、交付決定

交付申請書、現地調査をもとに審査し、交付決定通知書を申請者へ送付します。

※審査期間は目安で約2週間程度を要します。必ず交付決定通知書受領後に工事着手してください。

### （4）空き家除却工事着手から完了まで

交付決定通知書受領後に工事着手し、令和8年2月13日（金）までに完了してください。

※工事前後の違いが分かりにくいものは、作業中の写真も添付してください。

## (5) 空き家除却工事完了報告

工事完了後、2週間以内若しくは令和8年2月13日（金）のいずれか早い日までに完了届及び実績報告書等を建築住宅課の窓口まで持参してください。

《完了報告時提出書類》各1部

- ① 柳井市空き家除却事業完了届（第8号様式）
- ② 事業実績報告書（第9号様式）
- ③ 解体工事の工事請負契約書の写し又は請書の写し
- ④ 領収書の写し又は代理受領の場合は補助対象工事代金の確定した金額の請求書（施工業者の記名押印があるもの、申請者宛て）
- ⑤ 補助対象事業に係る廃棄物に関する処分証明書（マニフェスト伝票）等の写し
- ⑥ 補助対象工事完了後の現場写真（補助対象事業の完了を確認できるもの、日付入り）
- ⑦ 敷地の災害防止対策等についての誓約書（第10号様式）
- ⑧ その他市長が必要と認める書類



## (6) 完了検査

事業実績報告書をもとに検査を行い、交付確定通知書を申請者へ送付します。

※検査に要する期間は目安で2週間程度を要します。工事写真をもとに実地検査を行う場合があります。



## (7) 補助金の請求及び交付

請求書（第12号様式）、代理受領の場合は代理受領委任状（第13号様式）を申請窓口に提出してください。受付後、申請者名義又は代理受領者の口座に30日以内に振り込みます。

※工事完了後は、滅失登記の手続きをお願いします。

### □工事内容に変更がある場合

交付決定を受けた後、補助対象となる工事内容を変更するときは、変更承認申請書（第6号様式）に必要書類を添えて申請する必要があります。追加工事を希望する場合は、交付額の増額を行いますが、補助上限額及び予算の範囲内とします。また、予定していた工事を一部取りやめる場合は、交付額の減額を行います。いずれも変更承認申請書（第6号様式）を提出し、補助金変更等決定を受ける必要があります。

《変更申請時提出書類》各1部

- ① 変更承認申請書（第6号様式）
- ② 交付申請の際に添付した書類のうち、変更に係る書類

### よくある質問

Q1 現在居住している家屋を建て替える場合もこの制度の対象となりますか？

A1 年間を通して使用されていない空き家ではない場合、対象とはなりません。

Q2 亡くなった父親名義の空き家を解体したいのですが、子の私が補助金を申請できますか？

A2 相続人であれば申請できます。ただし、申請者以外に空き家の権利を有する人がいる場合、その全員の同意が必要です。

- Q3 父母が施設に入り、長らく空き家となっており、将来にわたって居住予定がないため、解体したいのですが、子の私が補助金を申請できますか？
- A3 所有者に代わり事業（解体業者と契約して除却（解体）工事）を行う場合、空き家所有者での同意を得た上で、申請してください。ただし、他にも空き家の権利を有する人がいる場合、その全員の同意が必要です。
- Q4 市外に居住しており、市内に空き家等を所有していますが、補助金を申請できますか？
- A4 申請できます。
- Q5 既に解体工事が終わっている場合、又は解体中の工事の場合は、補助の対象となりますか？
- A5 対象となりません。工事に着手する前に補助金交付申請し、交付決定を受ける必要があります。
- Q6 空き家の一部だけを除却（解体）する工事でも、補助の対象となりますか？
- A6 原則として、全ての空き家等を除却（解体）して更地にする工事が対象です。
- Q7 空き家の除却と合わせて行う門、塀等の外構部分や浄化槽の除却費用、樹木の伐採などは補助の対象となりますか？
- A7 補助の対象となりませんが、それらを含めて除却し更地にすることが必要です。
- Q8 空き家除却後の整地も補助の対象となりますか？
- A8 跡地を適正に管理するための除却工事に伴う必要最小限な範囲での整地は対象となります。ただし、アスファルトやコンクリートなどによる舗装工事は対象となりません。
- Q9 自分で行う除却（解体）工事は、補助の対象となりますか？
- A9 申請者本人が行う工事は対象となりません。申請者が解体業者に依頼して行う空き家の除却工事について、市が補助します。
- Q10 業者を選ぶ際に、何か注意することはありますか？
- A10 2者以上の業者から見積もりを取る必要があります。
- Q11 解体業者は、市外の業者でもよいですか？
- A11 市内に本店を有する業者に限ります。
- Q12 どの解体業者に頼んだらよいか分かりません。業者を教えてもらえませんか？
- A12 柳井市内に本店がある解体業者名簿をお渡しいたしますので、参考にしてください。
- Q13 空き家を2名で共有しています。連名で申請すればよいですか？また、補助金はそれぞれに支払われますか？
- A13 代表者を決め、その方が事業（解体業者と契約して除却（解体）工事）を行い、単独で申請をしてください。（費用分担等については、当事者間で事前にご協議ください。）なお、申請にあたっては、他の共有者の方の同意書が必要です。
- Q14 郵送でも申請書を受け付けますか？
- A14 交付申請等の申請は窓口に持参していただくことになります。なお、申請者から依頼を受けた人が、申請書等を提出することは可能です。ただし、申請内容の判断や申請書等の作成を行う場合は、関係法令に基づき当該業務を行うことができる者に委任してください。
- Q15 補助金は工事前にいただけますか？
- A15 工事前には交付しません。工事完了後に完了報告書を提出していただき、補助金額を確定し、交付請求をしていただいた後に、申請者名義の口座に振り込みます（代理受領を委任した場合は代理受領受任者）。
- Q16 補助金は複数の工事に対付けていただけますか？
- A16 同一の補助対象者への補助金の交付は、1会計年度につき1回限りです。
- Q17 除却後に売買などの制限はありますか？
- A17 売買等の制限はありませんが、除却後の敷地について周辺に悪影響を及ぼさないよう管理することが必要です。また、空き家を除却することにより、家屋が建っていた土地の翌年度以降の固定資産税（都市計画税）が高くなる場合があります。